

高齢者の尊厳を守るために、
私たちにできることを

高齢者の 虐待防止

ともに学び、考え、
行動しましょう。

監修／日本高齢者虐待防止学会理事長 田中荘司

- 全老連では、「友愛活動リーダー交流研究集会」において、「高齢者の虐待」について専門家を招いて学習しました（平成 17 年）。
- 終了後、参加者の多くから「虐待は身近なもの（虐待をする側になることもある）」という感想が寄せられました。
- そこで、私たちは「虐待」を学習し、予防に向けて考えることを目的に、このリーフレットを作成しました。



財団法人 全国老人クラブ連合会

ふだんの暮らしの中のできごとを いっしょに考えてみませんか？

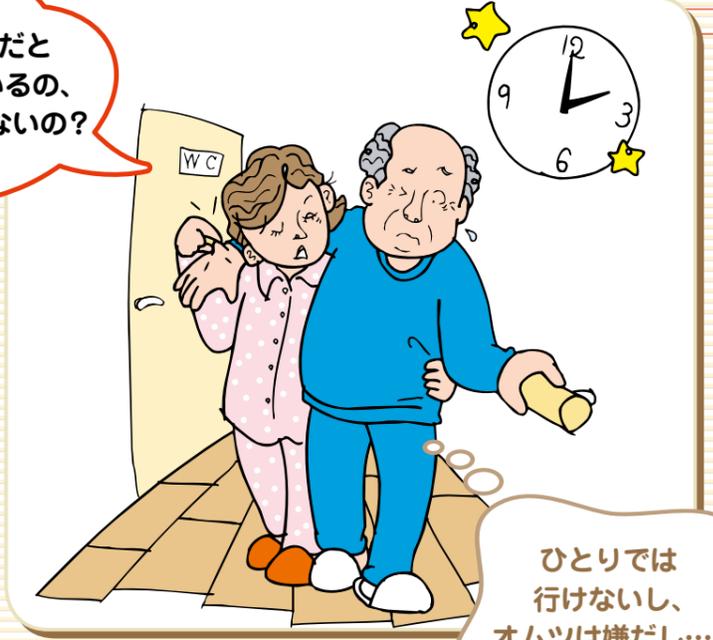
また、
転ぶと危ないから、
ひとりで
外出しちゃダメ！



友だちに
会いたいの…。



今何時だ
と
思っているの、
我慢できないの？



ひとりで
行けないし、
オムツは嫌だし…。

高齢者はどのようにしたいと思っているのでしょうか。 介護者は、なぜこのような言動を してしまったのでしょうか。

お金はちゃんと
管理するから
心配しないでね。



孫にお小遣いを
あげたり、自由に
使いたいの…。



かわいそうに…。

また、
オムツを
汚したの！

ここにあげた例は、家族や介護者が高齢者に対して、気づかぬうちに言ってしまうたり、行ってしまいうまくある事例です。しかし、高齢者の気持ちを考えずに行動を制限してしまうと、結果的に高齢者の人とのつながりを断ち切り、自立や尊厳を奪っていることがあります。これは暮らしの中の小さなできごとかもしれ

ません。しかし、このようなことが日々繰り返されていくことで、虐待が起こってしまうとしたらどうでしょう。「虐待につながる芽」がどうして生まれるのか、私たちの中にも、「虐待につながる芽がないか、みんなで話し合い、振り返ってみましょう。

虐待は、身体的な暴力だけではありません。

「虐待」とはということなのか。どういう行為が虐待にあたるのか、正しく理解することが大切です。

「高齢者虐待」とは…

家族・親族など主として高齢者と何らかの人間関係にあるもの※によって高齢者に加えられた行為で、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の人権を侵害する行為のこと。

※この中には、医療機関や介護サービス、介護施設などの従事者も含まれます。

●高齢者虐待の分類

虐待は、ひとつの種類が単発で発生するとは限りません。

例えば、身体的虐待と心理的虐待、あるいは心理的虐待と経済的虐待など、複数の虐待が同時に行われていることがあります。

身体的虐待

殴られたり・叩かれたり・蹴られたり・つねられたりなどの暴行を受け、身体に傷跡が見られる場合。意志に反して身体を拘束された場合など。

心理的虐待

言葉による暴力(侮辱・脅迫など)や、家族内で無視され心理的に不安定な状態・心理的孤立に陥り、生活に支障をきたす精神状態がみられる場合など。

経済的虐待

高齢者名義の不動産や預貯金を無断で処分される、年金などの現金を渡されない・取り上げて使用されるなど、経済的不安感を与えられた場合など。

世話の放棄・拒否・怠慢(ネグレクト)

治療を受けさせない、食事が準備されない、火気器具などの使用制限や戸外に閉め出すなど、健康維持、生活への援助がされていない場合など。

性的虐待

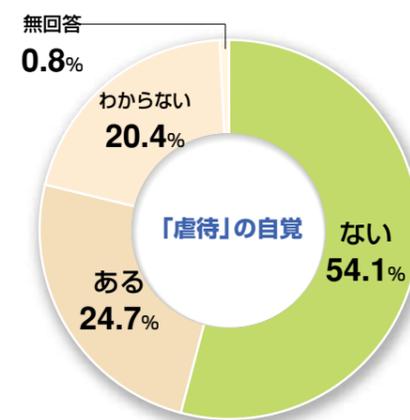
性的暴力または性的いたづらを受けたと見られる場合。夫婦間の強制的な行為も含まれる。

このほかにも、生きる意欲をなくし、食事や片づけ、掃除、入浴などの自分の世話をしなくなることを「セルフネグレクト」と言い、これもネグレクトのひとつのタイプとして、欧米では考えられています。

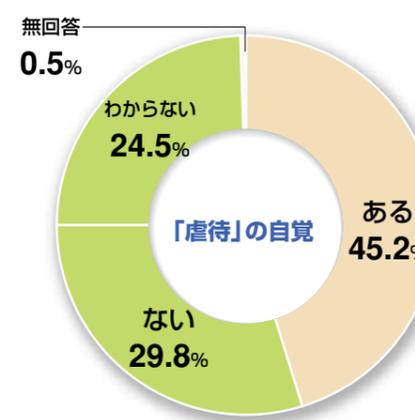
現在検討されている「高齢者虐待防止法」(仮称)案には、家庭内における高齢者虐待だけでなく、介護施設における虐待についても含まれています。

●高齢者虐待の実態

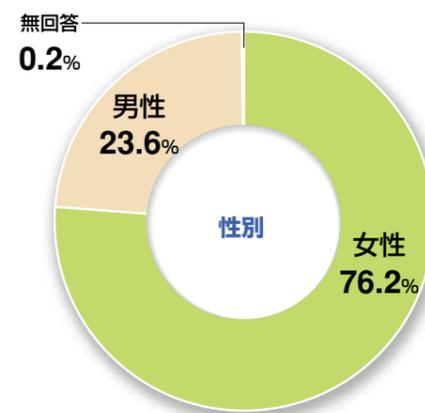
1 虐待をしているという自覚のない人が半数以上います



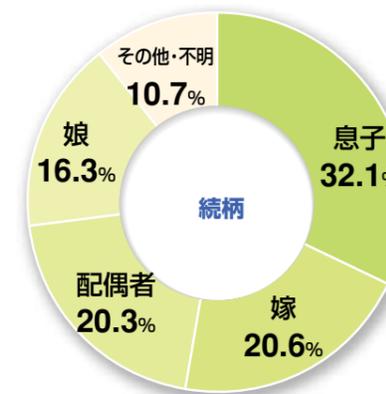
2 虐待されている高齢者の半数以上は自覚がありません



3 虐待されている人の約8割は女性です



4 虐待をしている人と高齢者本人との家族関係



虐待されている高齢者の約8割の方には、何らかの認知症の症状がみられます。認知症による言動の混乱は、介護者の大きなストレスになり、虐待の要因になることも少なくありません。認知症を正しく理解し、早期発見と適切な支援をしましょう。

認知症と高齢者虐待

高齢者虐待を見逃さないようにしましょう。

虐待を受けている高齢者や、介護に疲れた家族のサインに気づいてあげること、そして見逃さないことが、虐待を防ぐ第一歩です。

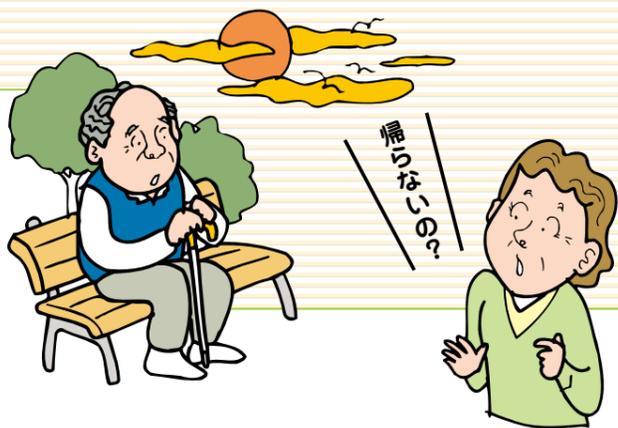
ここに紹介しているのは、サインの一例です。

本人の様子

- なかなか家に帰りがらない
- 汚れたままの服を着ている



- 家族の話題を避けるようになった
- 落ち着きがない、おどおどしている



家族の様子

- 介護に疲れている様子
- 高齢者に対して無関心さがみられる

【連絡・相談】

虐待のサインに気づいたら、まず身近な機関に連絡し相談しましょう。虐待の要因はさまざまです。家庭においては、家族の歴史や人間関係といった事情があります。虐待をしている介護者が悪いと一方的に決めつけず、問題の解決は、専門家に相談しましょう。

- 市区町村の高齢福祉課
- 地域包括支援センター
- 在宅介護支援センター
- 保健所
- 保健センター
- 民生委員

私たちにできること

声をかけ合い、孤立を防ぐ

日頃から高齢者同士で声をかけ、いつでも仲間がいるというサインを送りましょう。また、高齢者を抱える家族には、介護の労をねぎらうことを忘れず、声をかけ合い、孤立を防ぎましょう。

暮らしの不安を語り合える場づくり

高齢者の中には、「世話になっているから」「世間体があるから」などの理由で、声を出せずにひとりで抱え込んでしまう人が少なくありません。愚痴を言い合える、暮らしの不安を語り合える仲間をもち、自分の気持ちを人に伝えられる場をつくるのが大切です。

“高齢者の尊厳”について クラブで学習しよう!

わが国は、祝日「敬老の日」があるように、孝を中心とする儒教精神の伝統文化をもつ、本来お年寄りへの思いやりのある国です。しかし現実には、一部の高齢者が虐待の被害を受けているのも事実です。

老人クラブの皆さんは、同じ仲間の高齢者の尊厳や人権を守るため、虐待についての勉強を行い、友愛活動等を通して、虐待の早期発見や防止に貢献していただけるよう願っております。また元気な会員の皆さんも、介護が必要になる時の生活のあり方、家族関係のあり方を考えておくことが、虐待の防止につながると思います。

(日本高齢者虐待防止学会理事長 田中荘司)



地域で支え合い 尊厳のある高齢社会を！

虐待は、
人間の尊厳を損なう行為です。
私たちは、老人クラブの活動を通して、
友愛の輪を広げ、
高齢者がどのような状況にあっても
自立に努め、
尊厳をもって暮らせる高齢社会を目指します。

1991年の「高齢者のための国連原則 (自立、参加、ケア、自己実現、尊厳)」より要約

〔自立〕

高齢者は、収入や家族・地域の支援と自助努力により、十分な衣・食・住や医療へのアクセスが得られ、教育・学習・訓練の機会が確保され、かつ安全な環境と可能な限りの自宅での生活が得られなければならない。

〔尊厳〕

高齢者は、尊厳と安全の中で生活することができ、身体的あるいは精神的虐待から守られ、かつ、年齢、性別、人種、民族的背景、障害、経済的貢献にかかわらず公平に扱われなければならない。

「高齢者虐待防止」の学習を広げましょう

このリーフレットは、全国老人クラブ連合会の
ホームページから印刷することができます。

財団法人 全国老人クラブ連合会

〒100-8917 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL. 03(3581)5658 FAX. 03(3597)9447

<http://www4.ocn.ne.jp/~zenrou>